

令和8年熊本地震営農再開支援事業
(早期営農再開支援)

令和8年熊本地震で農作物や農業機械、農業用ハウス等に大きな被害が発生しました。このため、被災した農業者の早期営農再開に向けた取組に対して支援します。

対象者

被災農業者 等

※被災した農地等が所在する市町村へ申請をお願いします。

※県事業実施要領制定前ですので、今後、内容等が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

事業の内容・補助率

支援内容		補助率等
ア 資材の調達等支援 (ア)早期営農再開	令和8年度中の早期営農再開に必要な生産資材(種子・種苗等の1年限りの消費材に限る。)の掛かり増し経費並びに早期営農再開に必要な作業委託費及び農業機械等レンタル経費	1/2以内
(イ)作物転換・規模拡大	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な生産資材等(パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。)の購入等経費	1/2以内
イ 栽培環境整備 (ア)作物残さ等の撤去	被災に伴い新たに必要となった作物残さや飛散したガラス等の撤去により、次期作(※)又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費(保管中に被害を受けたいぐさ原草及び畳表を含む。)(※今年度中に植え付けを行うもの)	定額 (作物残さ:1,500円/10a以内、ガラス等:14,000円/10a以内、保管中のいぐさ原草及び畳表:5,500円/人日以内)
(イ)追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	1/2以内
(ウ)防除方法の転換	被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費(通常、地上防除を外部に委託している場合は、その委託費との差額が対象)	1/2以内
ウ 土づくり	災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥の適量のすき込みに必要な経費	定額 (10,000円/10a以内)
エ リース方式による農業機械等の導入	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業機械等のリース導入経費(農業機械等は本体価格(消費税を除く))が50万円以上のものとする)	定額 (本体価格1/2以内)
オ 収穫・調製作業	被災により必要となった収穫・調製作業に要する掛かり増し経費	定額 (8,000円/10a以内)

※令和8年7月28日に発生した令和8年熊本地震の被害を受けた農業者等が被災以降に行った取組が対象です。

裏面に続く

支援対象地域・ほ場

■ア 資材の調達等支援、オ 収穫・調整作業

次の①又は②のいずれかに該当するほ場

- ①市が被災により30%以上の収穫量の減少が見込まれると認めたほ場
- ②市が被災により20%以上の収穫量の減少が見込まれると認めた農家の被災ほ場

■イ 栽培環境整備

令和8年熊本地震の影響により農作物等に甚大な被害を受けたほ場等
(被害状況がわかる写真等により、被害にあったことが確認できるほ場)

■ウ 土づくり

令和8年熊本地震の影響により農作物等に甚大な被害を受けた地域で、災害復旧事業(農地・農業用施設等)において、客土工法が用いられたほ場

■エ リース方式による農業機械等の導入

令和8年熊本地震により、農作物又は農業機械等が甚大な被害を受けた地域
(被害状況がわかる写真等により、被害にあったことが確認できるほ場)

事業実施期間

令和8年(2026年)7月28日から令和9年(2027年)3月31日

事業の流れ

被災農業者等



市



県

問い合わせ先

熊本市農業支援課 096-328-2384

熊本市北東部農業振興センター農業振興課 096-272-1117

熊本市西南部農業振興センター農業振興課 096-329-1158